

# 皇位継承制度のゆくえ

## ——天皇制と皇室典範の将来——

小林 裕一郎

はじめに

- I 象徴天皇制の今後
- II 皇室典範における皇位継承
- III 「女性・女系天皇」誕生の可能性は？

むすびにかえて

はじめに

2010年（平成22年）6月、鳩山由紀夫首相は、自身の親族による資金提供問題にまつわる政治とカネの問題や沖縄普天間の問題等の責任を踏まえ、首相を辞任し、新たに菅直人副総理が首相に就任した。その後、参議院選挙の結果、民主党は議席を大幅に減少させ、結果として、国会は新たにねじれの状態が生じる事となった。菅直人首相の責任問題を問う声も強かった。

その後、菅直人現首相と民主党の小沢一郎前幹事長とが代表者候補となり、一騎打ちの形で新たな民主党代表者選びとして、選挙戦を繰り広げ、9月14日の党代表者選挙で現職の菅直人総理が再選を果たし、首相の現役続行が決定した。

2006年の小泉総理の退陣後、安倍晋三・福田康夫・麻生太郎・鳩山由紀夫・菅直人と僅か数年の間で何人もの総理が次々に交代するという戦後の憲政史上、まれに見る混迷の様相を呈している。

雇用や教育、さらに安全保障問題等、国内外の政治・経済・外交等の問題は山積しており、これら1つ1つの問題を着実に解決することが急務となっている。

しかし、国民生活に直結する問題の処理が焦眉の急となる一方で、それとは密接に結び付かない問題にはあまり注意関心が払われていない傾向がある。

以前、小泉内閣の下、私的諮問機関である有識者会議において皇位継承問題の議論が一時行われ、注目を浴びたが、その後、その議論は現在殆ど停滞しているといっても過言ではない。

戦後、国民主権下の日本国憲法（現行憲法）において、象徴天皇制は現行憲法第1条において、『国民の総意』、すなわち国民の意思に基づいて天皇の地位は確保される規定となっている。

折しも、2010年5月には国民投票法が施行された。これにより、現行憲法の改正について柔軟な対応への道が又一步進む事となった。

しかし現在、とりわけバブル崩壊後の経済の停滞や政治の混迷に伴い、日本社会全体が閉塞感に覆われ、国民は日々の暮らしに精一杯という状況の中で、国民投票法の施行問題には国民全体として、あまり関心が向けられていないものとの印象を受ける。

憲法は、国家の最高法規であり、国民が主権者である。今後の憲法が如何にあるべきか、こうした政治・経済・外交等、日本国全体が試練を迎えている時期であるからこそ、憲法問題に一層の注意関心を持つべきではないか。

今回の本稿の目的は、そうした憲法問題の中で、重要な議論の対象となる象徴天皇制、とりわけ天皇制維持を前提とする上で、皇位継承の問題を今後如何にすべきか、現行の継承方式のあり方を踏まえ、今後の皇位継承はどうあるべきかについて若干の考察を試みるものである。

## I 象徴天皇制の今後は？

### 今上天皇と美智子皇后の心情

2009年（平成21年）は、今上天皇が1989年（平成元年）に即位して以来、20年となり、又美智子皇后との成婚50年でもある節目の年であった。即位20年あたり、天皇は美智子皇后と共に、その年の秋に記者会見を行った。

天皇は、記者会見の席上、「日本国憲法では、『天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴』と規定されています。私は、この20年、長い天皇の歴史に思いを致し、国民の上を思い、象徴として望ましい天皇の在り方を求めつつ、今日まで過ごしてきました」と述べ、戦後の象徴天皇制がどうあるべきかを考えながら、皇后と共に歩んできた心情を吐露している<sup>(1)</sup>。

会見の席で、天皇・皇后は、記者の側から、「皇室についてはこの先、皇族方の数が非常に少なくなり、皇位の安定的継承が難しくなる可能性があります。両陛下は皇室の現状、将来をどうお考えですか」との質問を受けた<sup>(2)</sup>。

この質問に対し、天皇は、皇位継承問題に関し、皇室の現状について、記者の指摘通りであることを率直に認めた上で、「皇位継承の制度にかかわることは国会の論議に委ねるべきであると思いますが、将来の皇室の在り方については、皇太子と、それを支える秋篠宮の考えが尊重されることが重要」との認識を示した<sup>(3)</sup>。天皇は、皇太子（東宮）と秋篠宮の両宮が長年自身と共に過ごしてくれたことを踏まえた上で、「天皇の在り方についても十分考えを深めていることと期待してい」るとの見解を示した<sup>(4)</sup>。

さらに美智子皇后は、両宮が「お互いを尊重しつつ補い合って道を歩み、家族も心を合わせてそれを支えていってくれることを信じ、皇室の将来を、これからの世代の人々の手に委ねたい」との意向を示した<sup>(5)</sup>。

又会見の席上、天皇は、記者より日本の将来についての質問を受けたが、それに対し、「次第に過去の歴史が忘れられていく」恐れがあるとの懸念を指摘し<sup>(6)</sup>、昭和時代の経験は多くの教訓を与えたとの認識を示した上で、「過去の歴史的事実を十分に知って、未来に備えることが」重要であるとの見解を示した<sup>(7)</sup>。

美智子皇后も、同様の質問に対し、「陛下とともにこの国の人々の資質を信じ、これからも人々とともに歩んでいきたい」との見解を示した<sup>(8)</sup>。

こうした発言から、天皇・皇后は、即位20年にあたり、あらためて象徴天皇制の意義や皇室の在り方等を考えながら、国民と共に歩んでいく決意を表明した姿勢が読み取れる。

これに対し、秋篠宮が後日、自身の誕生日を迎えるにあたり、それに先だっ

て紀子妃と共に記者会見を行った。

会見の席で、皇位継承の問題に関し、現行「皇室典範」第1条の規定では、皇族の減少と皇位の安定的な継承が、今後困難となる問題について、質問が出された。

この問いに対し、秋篠宮は、「皇位継承の制度自体に関しては、陛下も述べられたように、国会の議論に委ねるべき」との見解を示し<sup>99</sup>、天皇の意見に同意する認識を示した。

さらに、皇室の将来の在り方に関する質問では、「議論の過程では、周りから意見を求められることがあるのではないか」との見解を示し<sup>100</sup>、皇太子と「今後話し合う機会を作っていく必要がある」との認識を示した<sup>101</sup>。

## 天皇及び皇室の役割とは？

象徴天皇制並びに皇室のあり方をどの様に考えるべきか、それは今後の天皇並びに皇室の役割が如何にあるべきか、が問題となることを意味する。

現行憲法第1条において、天皇は、『国民統合の象徴』と規定されている。この規定を踏まえ、皇室の果たす基本的な役割を考えた場合、それは「国の秩序の形を体現するとともに、人々の国に対する意識や国民の一体感を醸成すること」が重要な役割と考えられる<sup>102</sup>。すなわち、皇室は、「国の機関的な面」・「文化に関する面」・「精神的な支えとしての面」としての役割を果たす機能を有するものと考えられる<sup>103</sup>。

皇室の「一体性」とは、すなわち、「皇室は『我々国民とともにある存在である』という国民の皇室に対する意識を形作る」側面が重要なものと考えられる<sup>104</sup>。しかし、その一方で「一体性」のみによる、国民との全くの同化・同質では、天皇や皇室とは一体何であるのかという疑念が生じる恐れがある。

それ故、「一体性」の一方で、「『皇室は我々国民とは懸け離れた存在である』という国民の皇室に対する意識を形作る」側面<sup>105</sup>、すなわち「超越性」を持つ事も重要なものと考えられる。

皇室は、この「一体性」と「超越性」の両面により、国民に対し、統合機能

としての役割を果たしてきたものと考えられる。皇室と国民との関係において、「一般国民とは別格の存在が置かれ、それとの距離感と一体感により秩序形成と統合が」行われてきたものと考えられる<sup>96</sup>。皇室の統合機能とは、この「一体性」と「超越性」により維持されるものと考えられる。

今後の象徴天皇制について、「超越性・一体性を体現する存在として国の秩序・国民の憧れの中心にある皇室」を維持し<sup>97</sup>、「皇室が、将来も国や国民のために長く豊かに繁栄」する為にも<sup>98</sup>、国民1人1人が真剣に天皇制について議論を深めて行かなければならない。

さらに国民的議論の中で、皇位継承の安定に関し、「皇室に重い負担をかけない方向、国民のためになる方向に制度が向かうよう冷静に議論が進むこと」が重要な問題であると考えられる<sup>99</sup>。

## 注

- (1) 朝日新聞2009年11月12日付朝刊記事、「即位20年 両陛下会見要旨」、参照。2009年（平成21年）は、今上天皇・皇后の成婚50年及び即位20年という節目の年である。即位20年にあたって、それを祝う行事等が行われた。その中で、11月6日、天皇・皇后は皇居で記者会見を行った。
- (2) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事、参照。記者会見の席上、記者側から、皇室の現状・将来に関し、皇位継承問題を含め、質問を受けている。
- (3) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事。
- (4) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事。
- (5) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事。
- (6) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事、参照。天皇は、「昭和の六十有余年は、私どもに様々な教訓を与えてくれ」と述べている。
- (7) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事。
- (8) 朝日新聞、前掲、11月12日朝刊記事。
- (9) 朝日新聞2009年11月30日付朝刊記事、「皇室のあり方 皇太子様と話したい」、参照。秋篠宮は、11月30日に44歳の誕生日を迎え、それに先立ち、記者会見を行い、記者から皇位継承制度等の問題に関する種々の質問を受けた。
- (10) 朝日新聞、前掲、11月30日付朝刊記事、参照。秋篠宮は、皇室のあり方に関し、

皇太子や秋篠宮自身の意見を参考にする過程もあり得るとの見解を示した。

- (11) 朝日新聞、前掲、11月30日付朝刊記事、参照。さらに、秋篠宮は、記者から「皇族の減少により皇室の活動や役割が先細りすると懸念の声がある」との質問を受けた。この問いに対し、秋篠宮は、「皇族の役割などについての規定自体があいまい」との認識を示しながら、皇族の減少自体に関しては、「国費負担という点からみれば、決して悪いことではない」との見解を示した。これは、今後の皇位継承問題関し、大変興味深い意見を述べているものと考えられる。
- (12) 園部逸夫「皇室制度—その意義とこれから」、『論座』2008年3月、35頁、参照。園部氏は、「皇室制度は皇室の方々のための制度であり、また国民のためにある制度であるということである。このことから皇室制度は、皇室と国民のそれぞれの在り方、また皇室と国民との関係の在り方により、その姿が変わり得る制度である」と指摘している。園部氏は、皇室制度の基盤が、「歴史」「皇室」「国民」にあり、制度を動かす力との見解を示している。
- (13) 園部、前掲「皇室制度—その意義とこれから」、36頁、参照。園部氏は、皇室の役割は、日本国憲法上並びに事実上、3つの側面を果たされていると指摘している。「国の機動的な側面」としての役割とは、「憲法は天皇の国事行為として、国の三権に関わる行為、対外的に我が国を代表する行為、榮譽・恩恵に係る行為、国の儀礼等を定めており、皇室を国の秩序・価値の中心と位置づけてその役割を期待」するものとの見解を示している。次に、「文化に関する面」としての役割とは、「文化は学問、芸術、教育、スポーツ、生活様式等々幅が広いが、皇室はこうした文化の意義を自らの活動として示し、また継承するとともに、国民の文化活動を奨励し意義づける役割を果たしている」との見解を示している。第三の「精神的な支えとしての面」としての役割とは、「これは社会的に弱い立場にある人々への励ましといった具体的な行動の場合や、人々の憧れや理想の体現者といった解釈の幅が広い内容の場合もあり、「悠久の歴史を持つ皇室に、生の連続性を見だし心の拠り所とする人も」おり、「宮中祭祀も大切な意義を持つ」との見解を示している。
- (14) 園部、前掲「皇室制度—その意義とこれから」、37頁。
- (15) 園部、前掲「皇室制度—その意義とこれから」、37頁。
- (16) 園部、前掲「皇室制度—その意義とこれから」、37頁。
- (17) 園部、前掲「皇室制度—その意義とこれから」、41頁。
- (18) 園部、前掲「皇室制度—その意義とこれから」、41頁。
- (19) 園部、前掲「皇室制度—その意義とこれから」、41頁、参照。園部氏は、「専門家の議論、幅広い国民の声、皇室のお立場や状況等を深く考え、また重く受け止め、制度の意義に思いを致す事が重要である」との見解を示している。

## Ⅱ 皇室典範における皇位継承

### 明治「皇室典範」の成立

明治維新により、徳川幕藩体制は崩壊し、新たに明治新政府の成立・指導の下、天皇中心の中央集権国家体制作りが進められる事となり、欧米列強国に比肩し得る近代国家建設の構築が推進される事となった。

1889年（明治22年）2月に、大日本帝国憲法（明治憲法）が發布された。明治憲法は、対内的には明治政府による天皇制国家構築の思惑及び激化する自由民権運動への配慮を踏まえ、対外的には不平等条約改正の解決問題を含め、欧米列強国に近代国家として認知される目的を踏まえた上での、妥協の産物としての成立であった。

明治憲法の制定と同時に、皇室の家法である明治「皇室典範」が勅定された。明治「皇室典範」は、現在の現行「皇室典範」とは大きく異なり、国家の最高法規である明治憲法と同格の最高法規性を有する位置づけとされた。明治憲法下の国家体制は、明治典憲体制と呼称される国法二元主義の特徴を持っていた<sup>(1)</sup>。

明治「皇室典範」の勅定については、明治憲法が官報にて公布されたのとは異なり、非公布主義、すなわち新聞に非公式に発表する形で行われた。これは、伊藤博文が典範の注釈書である「皇室典範義解」において、「皇室典範ハ皇室自ラ其ノ家法ヲ條定スル者ナリ故ニ公式ニ依リ之ヲ臣民ニ公布スル者ニ非ス」と述べている様に、典範は皇室の家法であるから、国民（明治憲法下では臣民）に公布する性質のものではないとの認識を示している。

さらに、明治典憲体制下において、皇室は「皇室自律主義」と呼ばれる考えを採用した<sup>(2)</sup>。明治憲法第74条1項は、『皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ経ルヲ要セス』と規定し、議会の関与を否定し、憲法上においても、皇室を特別な地位に位置づけていた。

近代の皇室制度は、日本の近代化を推進する途上で、近代国家にふさわしい制度の確立が要請された。

明治初年において、政府による憲法草案起草作業により作成された「日本国憲按」では、皇室関係の事項として、「皇帝」・「帝位継承」・「皇室未成年及摂政」・「帝室経費」の4章が規定された。この内、「帝位継承」の章において、その第3条に「女統入りテ嗣グコトヲ得」との文言が挿入された。これは当初、「女性天皇」を容認する事を意味していた。

しかし、「日本国憲按」自体が、その自由主義的な特徴から、日本の伝統を堅持しながら漸進主義を希望する政府の指導層からは歓迎されず、最終的に潰されてしまった。

皇室制度の本格的な着手は、1882年（明治15年）12月下旬に、宮内省に内規取調局が設置された事に始まる。

取調局の総裁には岩倉具視が就任し、「皇族令案」を作成し、その後、宮内省制度取調局において、「皇室制規」が立案された。

「皇室制規」の中で、「女性天皇」について、その第1条において、皇位継承に関し、「皇族中男系絶ゆるときは、皇族中女系を以て継承す」と規定していた。

しかし、「皇室制規」の「女性天皇」容認に関する規定は、異論が出された。法制官僚で明治憲法や、明治「皇室典範」作成のプレーンの一人であった井上毅は、彼自身がまとめた「謹具意見」を伊藤博文に提出し、その中で、「我が国の女帝即位の例は、初めは摂政に起因せし者にて、皆一時の臨朝」と述べ、かつて即位した「女性天皇」は、あくまで一時的な措置であるとの認識を示し、「女性天皇」を否認した。

宮内省制度取調局は、「皇室制規」を修正する形式で、引き続いて「皇室典則」を立案した。これは、先の「皇室制規」とは異なり、井上の具申が受け入れられる形で「女性天皇」を否認し、皇位継承を「男系」に限定するとの内容であった。

伊藤は、「皇室典則」を内大臣三条実美に提出し、検討を求めたが、最終的には、新たな皇室法の検討が行われる運びとなり、十分な修正を受けずに検討は終了した。



宮内省の起案による「皇室制規」・「帝室典則」等は、政府側が、積極的に皇室法の整備を推進しようとする意思の表れと理解することが出来る。しかし、最終的には、明治「皇室典範」の成立に繋がる皇室関係の諸法案は「皇室制規」・「帝室典則」立案後に起案される事となった。

1875年（明治8年）に開院した立法機関である元老院の一員で、「日本国憲按」の作成にも関与し、中露公使を務めた柳原前光は、伊藤の意向を受け、「帝室法則綱要」を作成し、三条に提出した。

柳原による「帝室法則綱要」は、伊藤の承認を得て、あらためて、法の起草を柳原に委任する処置が行われた。柳原は、1887年（明治20年）1月に、「皇室法典初稿」を起草した。この初稿の中で、「女性天皇」問題については、その第36条で、「皇位を継承するは男系男子に限る」と明記され、「女性天皇」は明確に否定された。この第36条の文言は後に、明治「皇室典範」第1条の基礎になったものと考えられる。

井上毅は、伊藤の命により、柳原の「皇室法典初稿」に大幅な修正を施した。この修正により、「皇室法典初稿」は、「皇室典憲」という名称となった。先の「帝室典則」の修正が、中途半端な形で終わったのとは異なり、柳原案に対する大幅な修正が、伊藤の命により行われたのは、伊藤の柳原に対する信頼が厚かった事が考えられる。

さらに井上は、「皇室憲典」という名称の案を作成し、又「皇室法典初稿」の後半部を修正した「皇室令按」と題する案を作成した。「皇室法典初稿」は、192条の条文から構成され、その規模が壮大な為、井上は、「皇室に関する規定と皇族に関する規定は別個のものとしようと考えていた」という理由で<sup>(3)</sup>、案の分割を行ったものと考えられる。

井上は、「皇室憲典」案を柳原に提示し、討議を行い、その後、「皇室憲典」案の修正を行い、あらためて、柳原に修正案を送付した。

「皇室典憲」・「皇室憲典」・「皇族令按」等の検討・修正を経て、「皇室典範」・「皇族条令」が作成された。柳原は、作成された「皇室典範」案を受け、「皇室典範」再稿を作成し、1887年（明治20年）3月、伊藤に提出した。伊藤

は、自身の別邸において、井上・柳原・伊東己代治（伊藤の秘書官）を交え、高輪會議と呼ばれる會議を3月20日に開き、「皇室典範草案」をまとめた。

「皇室典範草案」作成後は、「憲法・議員法・会計法その他の法令の起草作業」を行っていたが<sup>54</sup>、翌1888年（明治21年）3月に、典範草案の再検討・再修正が行われ、4月初旬に、典範の草案作業が終了し、枢密院での審議を図る目的で<sup>55</sup>、計12章66箇条から構成される枢密院御諮詢案が完成した。5月より、諮詢案審議の會議が枢密院において行われ、會議は第一審・再審・第三審と、典範案の修正等が慎重に検討された。

「女性天皇」問題について、「皇室法典初稿」の段階で否認され、枢密院においては、議案にすらならなかった。しかし、摂政職への女性容認に関しては、皇位継承の男系男子主義の観点から、摂政についても女性否認の意見が出されたが、最終的には条件付きながら容認される事となった。

枢密院會議の諮詢後、明治「皇室典範」は、「公式にこれを臣民に公布せず、その制定を賢所・皇靈殿・神殿に親告するに止め」<sup>56</sup>、新聞に非公式に発表させた。

皇室は、明治憲法体制下では、「皇室自律主義」という考えに基づき、臣民からの容喙を一切受けない特別な存在として位置づけられた。しかし後年、例えば、皇室の財政問題について、財源確保の限界を考慮し、皇族範囲の限定問題が討議され、制度改正に伴う典範の増補に関しては、公布の形式を採用した。

明治「皇室典範」は、明治憲法と同格の最高法規として位置づけられ、近代天皇制国家の枠組みの中心的な役割を果たすものであった。これは国内問題のみに留まらず、国際的な問題への対応という側面を併せ持っていた。明治政府は、幕末に締結された不平等条約の改正問題を抱え、その解決の為に、日本が制定した諸法規を欧米諸国がどの様に評価するか懸念された。それ故、和文の原文のみならず、諸法規の外国語翻訳に神経を尖らせなければならなかった。一例として、「庶子と嫡子の訳には困却したもの」といった翻訳上の苦勞が<sup>57</sup>、典範作成の過程で発生した。

明治「皇室典範」から現行「皇室典範」へ

戦前の明治憲法と明治「皇室典範」が並び立つ明治典憲体制は、1945年（昭和20年）8月のポツダム宣言の受諾により、事実上終焉した。

連合国、特にアメリカの実質的な主導の下、日本の民主化・自由主義化の政策が推し進められ、明治典憲体制における天皇制は大きく変貌を遂げる事となった。

1946年（昭和20年）1月に、天皇の「人間宣言」が出され、戦前の天皇の神格性が否定される事となった。

同年11月3日には、日本国憲法（現行憲法）が制定され、国民主権が新たな基本原理として確立された。

天皇は、現行憲法第1条で『日本国の象徴』と位置づけられ、その地位は『国民の総意』、すなわち民意に基づかれるものとなった。

戦前から戦後にかけての天皇制の変革は、必然的に皇室制度の変革を伴う事となった。

皇室制度については、戦後、新たな皇室法として、現行「皇室典範」が準備される事となった。皇室典範の名称自体が、戦前と同様に用いられたのは、皇室の尊厳に配慮し、「一種の莊重さを与へる趣旨」という理由に基づくものであった<sup>8)</sup>。

明治「皇室典範」は、明治憲法と同格の位置づけであったのに対し、現行「皇室典範」は、国会の議決する普通の法律の一種であり、現行憲法の下位法として位置づけられる事となった。

皇位継承について、明治「皇室典範」では、その第1条で『大日本国皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を継承す』と規定し、さらに明治憲法の第2条で、『皇男子孫』と規定し、明治典憲体制においては、「男系男子」による皇位継承が明確であった。

これに対し、現行憲法下においては、その第2条において、『皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』と規定し、明治憲法とは異なり、男女の性差が除去されているのが特徴

であった。

しかしその一方で、現行「皇室典範」の第1条で、『皇位は、皇統に属する男系の男子がこれを継承する』と規定され、皇位継承の資格については、結果として、以前からの「男系男子」の形が踏襲される事となった。

1946年（昭和21年）7月25日、宮内省関係の「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか」と題する文書の中で、「女性天皇」の否認は、違憲ではないと結論づけている。その理由として、「皇室典範義解」において、「女性天皇」は一時的な「摂位」に過ぎないとの解釈であり、さらに「女系」は皇位世襲の觀念に含まれないとの解釈を示していた。戦後においても、政府の立場は、明治「皇室典範」を説明する「皇室典範義解」の立場から脱却していなかったのである。

#### 皇位継承資格をめぐる戦前・戦後の議論

皇位継承資格をめぐるのは、戦前の明治典憲体制において確立した「男系男子」主義の原則が、戦後においても引き続きそのまま継続される事となった。

継承資格をめぐる議論は、戦前においても、「男系男子」主義が確定する途上、様々な議論が存在した。「日本国憲按」において、西欧君主国に倣う形で、当初女性の資格を容認する案も存在した。又民間においても、女性の皇位継承について、容認・否認の議論が行われた。

明治期、1882年（明治15年）1月に、民権結社である<sup>おもうめい</sup>嚶鳴社という団体が、「女帝を立つるの可否」と題する討論会を開催した。

討論会の中で、会の発案者であった島田三郎は、「女性天皇」の先例は中継ぎ役であった点、男尊女卑の思想により、「女性天皇」と婚姻した夫は、「女性天皇」の上位に位置づけられ、結果として帝位が損なわれる点、さらに夫の政治介入が懸念されるという点等から、「女性天皇」の否認を論じている<sup>9)</sup>。

島田の論に対し、討論会の参加者である<sup>くさまときよし</sup>草間時福は、男性は人間扱いが、女性は獣扱いなのかと論じ、男女平等の観点から、女性の権利保護を主張した<sup>10)</sup>。

さらに、討論会の参加者である<sup>こいづかりゆう</sup>肥塚竜は、夫の臣下としての配偶が問題なら

ば、外国の王族等との婚姻も考慮すべきとの見解を示した<sup>90</sup>。その他に、皇位の崇高性を鑑み、「女性天皇」を是とする議論や<sup>92</sup>、「君主中主論」と呼ばれる議論もあった<sup>93</sup>。

近代天皇制国家の形成において、最終的に「男系男子」主義の確立となったが、一辺倒の議論に終始せず、「女性天皇」を容認する意見も、政府及び民間双方の側から提起された事実は注目に値する出来事であった。

戦後、明治典憲体制は崩壊し、天皇制は新憲法の下で象徴天皇制として再出発する事となった。

戦前から戦後の天皇制の変革に伴い、皇位継承問題についても変革を求める議論が出された。

しかし結果として、皇位継承は戦前の「男系男子」主義について何等変更が加えられる事は無かったが、現行「皇室典範」作成の途上、継承資格をめぐる議論が議会において活発に行われた点は注目すべき事である。

1946年（昭和21年）12月5日、第91帝国議会において、規範案審議の席上、日本社会党の及川規議員が、「憲法に折角樹立せられた男女平等同権の原則が、まず皇室典範において破られておるということは、遺憾の極み」と<sup>94</sup>、新憲法の原則との関係上、女性の皇位継承の否認を厳しく批判した。

及川議員の批判に対し、政府の憲法問題担当者の金森徳次郎国務大臣は、「男系ということ動かすべからざる一つの皇位継承の原理と」考え<sup>95</sup>、さらに、「男系の御子孫という所を逐うて行きまして、結局女性の天皇を考えますと、その後において系統の行き途がない。皇位継承の範囲がそこにおいて盡くると」答弁し<sup>96</sup>、皇位継承の原理は「男系」であり、「女性天皇」により継承範囲の問題が生じる事になり、議論の必要性があるとの見解を示している。

6日後の12月11日には、松本七郎議員が、象徴天皇制下における天皇の大権は形式的なものであることを示唆した上で、「女子の継承権を排斥すべき理由は何等認められない」と<sup>97</sup>、新憲法の精神を踏まえた上で、女性皇族の継承権を否定すべきではないとの見解を示している。

松本議員の批判に対し、金森大臣は、新憲法下で、「女性天皇」が不適當で

あるという議論は、徐々に減少傾向にあるとの認識を示し、「女性天皇」の否認には含みを残した。

しかしその一方で、金森大臣は、「日本の皇室が常に男系の原理を認めておつて、未だかつて男系たることに一つの例外をも置かなかつた」と<sup>98</sup>、皇位継承の歴史上、男系主義が尊重され、厳格に遵守されてきた事実留意し、「男系の女子が御位におつきになるということは、そののちにおきまして皇位を継承せられる所の系統が起こつて来ない」と答弁し<sup>99</sup>、課題を残した。

さらに翌12月12日には、日本社会党の新妻イト議員が、皇位継承の「男系男子」限定について、新憲法並びに戦後の新民法の精神に基づき、戦前の「家」制度からの解放を指摘した上で<sup>100</sup>、矛盾であるとの認識を示した上で、「今後の新憲法によりまして、女もどうやら人並みになつたのでございますから、この男系の男子ということをどうかしてとつていたゞくことができないか」と<sup>101</sup>、旧来の皇位継承権の踏襲に対し批判を行っている。

新妻議員の批判に対し、金森大臣は、民法の変更に伴う「家」制度の解体は、「関係している方々だけの集團、利害関係が、その関係している人達だけの問題」と指摘し<sup>102</sup>、皇位継承の問題は、世間一般の相続問題とは異なり、「國の象徴いう、國という大きなものの中の中心的存在であります所の象徴という地位が順次受け継がれて行くという関係」と答弁し<sup>103</sup>、皇室の特殊性を強調した。

さらに金森大臣は、「女性天皇」について、「百二十何分の十という約七、八分に近い例外」との見解を示し<sup>104</sup>、皇位継承の歴史上、「女性天皇」の僅かな例外であるとの認識を示した。

金森大臣は、皇位継承について、「日本において男系ということは一點の疑いなく確保されております。そういったしますと、男系ということはまづ擁護しなければならんのではなからうか」と答弁し<sup>105</sup>、性急な「女性天皇」の容認には問題があるとの見解を示した<sup>106</sup>。

しかしその見解の一方で、金森大臣は、「そういう考えが湧き起ることは、これは國民の意思によつて事物が研究されていく現在の段階において、適當なことと思つております」とも述べ<sup>107</sup>、「女性天皇」の可能性に関し、将来の検討

課題としての含みも持たせている。

さらに金森大臣は、皇位継承資格を「男系」に限定する理由について、「男系によるということが何故に正しきや否やということの議論は、相當にむずかしいことである」と指摘し<sup>98</sup>、今後の重要な研究課題であるとの見解を示している。

皇位継承問題について、新たな憲法では明治憲法とは異なり、男女の性差は明記されなかった。しかし、新たな皇室典範において、戦前同様、「男系男子」の原則が明記され、実質的に何等変更は無かったのである。

金森大臣は、新憲法と新皇室典範について、「皇室典範が憲法と背反する場合が起りますれば、その点におきましては、最高裁判所の判決を受ける場面が現れて来ることは、もとより予想している」と述べ<sup>99</sup>、新たな天皇制と、新憲法に規定する国民主権との調和等が重要な問題になる事を示唆した。

## 注

- (1) 戦前は、現在の日本国憲法と現行皇室典範の関係とは異なり、明治憲法を頂点とする政務法と明治皇室典範を頂点とする官務法の2つの法体系が並立する明治典憲体制と呼ばれる特徴を持っていた。
- (2) 伊藤正己（他編）『憲法小辞典』、昭和50年、有斐閣、103頁、参照。「皇室のことは皇室自らが決定し、国民がこれに関与することは許さない、という原則。明治憲法体制の下では、憲法と皇室典範とはそれぞれの最高成文法形式で、皇室典範の改正には帝国議会の議決を必要としなかった。また、広大な御料地を設け、経済的な面から皇室の自主独立性を脅かされるのを防いだ」。そして戦後、「日本国憲法の下では皇室典範は法律となり、皇室の財政は国家の民主的統制に服し、皇室自律主義は」破棄された。
- (3) 島善隆『近代皇室制度の形成』、1998年、成文堂、43頁。
- (4) 島、前掲、60頁。
- (5) 伊藤（他編）、前掲、198頁、参照。枢密院は、「勅選の枢密顧問によって構成された天皇の諮問機関」であり、本来、「明治憲法草案審議のため、明治21年枢密院官制により設けられ」た。後に明治憲法第56条で「天皇ノ諮詢ニ応ヘ重要ノ國務ヲ審議ス」と規定され、憲法上の機関として位置づけられた。枢密院の「決定は他の

機関を法的に拘束しないが、憲法解釈上の疑義および重要な国政の運営について事実上政府を制約するお目附役的機能を果した事となった。

- (6) 島、前掲、106頁。
- (7) 島、前掲、102頁。
- (8) 芦部信喜・高見勝利（編著）『日本立法資料全集1 皇室典範』、1990年、信山社、438～441頁、参照。昭和21年12月18日の「貴族院皇室典範案特別委員会」において、村上恭一議員が、典範を法律と言わないのは、「一般の法律よりも稍々強い、一段高い地位にあるものと云ふような感じを起すことではないでありませうか」と質問を行い、この問いに対し、政府側の金森徳次郎国務大臣は、「皇室に關しまする規定に付きまして、或程度の相應しき尊嚴さを備へますことは適當なことで考へて居ります、皇室に關しまする根本の制度でありますが故に、一般の法と云ふ言葉より何となく莊重に聞こえまする所の典範と云ふ言葉をひて表題にすることは、其の莊重ならしむると云ふ意味に於て理由があると思ひます」との答弁を行っている。
- (9) 鈴木正幸『皇室制度』、岩波新書、1993年、60頁、参照。島田の意見に対し、「君主独裁国ならばともかく、これから日本がめざす立憲国にあつては君主は憲法にしたがつて政治を行うのであり、内閣の大臣の意見を無視して政治を行うことはできないからその心配はない」との批判が出された。
- (10) 鈴木、前掲、59頁、参照。草間は島田の意見に対し、「猶重細重の僻習中に迷うて、男を人とし、女を獸として、女子の權利を破らんとする」と批判した。
- (11) 鈴木、前掲、59～60頁、参照。肥塚は討論会で、「古來の例はなくとも、『明治二十三年後国会を開き、我日本の人民皆皇室の外国帝室と婚姻あらせられんことを翼賛するあらば、我帝室は清国なり、其他外国なり、其望ませらるる外国皇室と結婚あらせらるるも妨げなし』と」の主張を行っている。
- (12) 鈴木、前掲、59頁、参照。討論会に参加した波多野伝三郎は、「皇帝は雲の上の人だから、人民の間に男尊女卑の慣習があつても、女帝の尊嚴が損なわれることはない」との見解を示している。
- (13) 奥平康弘『萬世一系の研究』、2005年、岩波書店、224頁、参照。討論会に参加した丸山名政は、「くやがて憲法が制定され立憲主義がゆきわたるようになると、そのもとでの天皇の仕事は中くらいの平凡君主（＝『中主』）だつて、こなせるようになるのだから、女帝だつてかまわないではないか」との見解を示している。
- (14) 芦部・高見、前掲、229頁。日本国憲法では、その第14条の規定で、全ての国民に対して、法の下での平等を定め、性別によって差別されてはならない事を明確にしている。
- (15) 芦部・高見、前掲、232頁。



- (16) 芦部・高見、前掲、231頁。及び232頁、参照。金森国務大臣は、この答弁の中で、皇室典範が女性天皇を容認しなかった事に関して、それが配偶者の存在や機能の関係等の問題から生じているものではない事を強調している。
- (17) 芦部・高見、前掲、314頁。及び318頁、参照。松本議員は、女性天皇問題に対する質疑の締め括りで、最終的に、男系限定の科学的根拠の問題が解決されれば、女性天皇容認もあり得るのではないかと質したのに対し、金森国務大臣は、十分な研究により正しい結論が出れば、従うのは自然との回答を示している。
- (18) 芦部・高見、前掲、315頁。
- (19) 芦部・高見、前掲、316頁。
- (20) 鈴木、前掲、72頁、参照。「家」は、「原則として血族（日本の場合には養子によることも可能であった）によって構成される家族が、その家産・家業・家名を維持するために、家長の指揮監督に従って生活する組織」を意味する。「家」社会は、戦前の日本社会の基本型で、皇室は「家」の最高峰と見なされた、天皇は「家長」の最高峰と見なされた。
- (21) 芦部・高見、前掲、362頁。
- (22) 芦部・高見、前掲、363頁。
- (23) 芦部・高見、前掲、363頁。及び364頁、参照。歴史的な事実の中に原理を発見する重要性を、金森国務大臣は強調し、それに基づけば、男系は問題なく確保されていると説いている。
- (24) 芦部・高見、前掲、364頁。金森国務大臣は、女性天皇問題に関し、歴史からの原理の発見が困難との見方を示している。
- (25) 芦部・高見、前掲、364頁。
- (26) 芦部・高見、前掲、364頁、参照。金森国務大臣は、女性の皇位継承問題について、新「憲法の認めております两性の基本的なる平等というような思想と組み合わせ、始終考えて行かなければならぬことはもとより思っております」と答弁し、皇位継承の今後のあり方について、戦後の新憲法下の「男女平等」原則に配慮する考え方を示している。
- (27) 芦部・高見、前掲、365頁。
- (28) 芦部・高見、前掲、231～232頁。

### Ⅲ 「女性・女系天皇」の可能性は？

#### 「女性天皇」と宮中（皇室）祭祀

戦後も65年あまりが経過し、国民の間に、象徴天皇制がしっかりと根付いた感がある。この象徴天皇制の今後のあり方が現行憲法上、重要な問題点の一つとなる。

天皇の果たす重要な役割の一つとして、宮中（皇室）祭祀の問題がある。皇室の祭祀体系は、1908年（明治41年）に皇室祭祀令が作成され、宮中祭祀が明文化された。戦後、この祭祀令は廃止されたが、祭祀体系等は天皇家の私事として残った。

戦後の象徴天皇制下において、私事として継続された宮中祭祀問題を今後どのように取り扱っていくかは重要な問題となる。なぜなら、宮中祭祀問題と皇位継承問題は相互に密接に結びつく可能性があるからである。

宮中祭祀問題と皇位継承問題の関係については、そもそも「皇位継承制度は皇室制度の基本的価値を定めた制度であり、他の皇室諸制度の内容と密接な関係を有するもの」と考えられ<sup>(1)</sup>、「議論に当たって皇室制度を総合的に考えることが必要」と考えられる<sup>(2)</sup>。具体的には、「皇族の範囲（宮家を継承・創設することの意義、皇族の皇籍離脱の基準・手続、配偶者の制度の考え方）、摂政制度（摂政就任資格、就任順序）、皇室経済制度（皇族費の定額、宮廷費と内廷費・皇族費との関係）、敬称制度、皇室の事務を行う組織体制、また国の制度ではないが皇室祭祀との関係なども視野に入れた議論」が望ましいと考えられる<sup>(3)</sup>。

「女性天皇」を容認する場合、「女性天皇」による円滑な宮中祭祀の執り行いが重要な問題となる。

宮中祭祀は、皇居の宮中三殿（賢所・皇霊殿・神殿）において執り行われる。祭祀の意義は、万世一系イデオロギーを確認する儀式と考えられる<sup>(4)</sup>。

今上天皇は、年間を通じ、「30回前後の宮中祭祀に出席」している<sup>(5)</sup>。天皇だけでなく、皇族も宮中祭祀に出席するが、祭祀の中には資格の無いものも含ま

れている。

例えば、「新嘗祭」（稲の収穫祭）は、それに該当する祭祀である。さらに、「女性特有の『血のケガレ』を忌避するしきたりから、生理や妊娠の際には出席できない」という制限も存在する<sup>6)</sup>。

しかしその一方で、過去の「女性天皇」には、宮中祭祀を行ってきた歴史的経緯がある。宮中祭祀は、「女性が携われないものがあると主張して女性天皇を拒む論理は、その宮中祭祀こそが新しい（多くは明治以後の）もの、つまり伝統ではないのだから変更」する事が可能なものと考えられる<sup>7)</sup>。

皇室の伝統には、宮中祭祀の問題を含め、実は近代以降に確立したものが決して少なくない。こうした観点から、「女性天皇」否認の理由の一つに、宮中祭祀の問題を取り上げ、結びつける事は重大な問題と考えられる。

#### 「女系天皇」は問題か？

小泉純一郎政権の当時、小泉首相の私的諮問機関であった「皇室典範に関する有識者会議」の答申で、「女性天皇」容認問題以上に、厳しい批判に晒された問題が、「女系天皇」容認の問題であった。

「有識者会議」の答申が出された折り、「自民党内および党外の政治家、ならびに保守派といわれる文化人たちから、『男系で続いてきた皇室の伝統を変えるな』という強い反対論が」噴出した<sup>8)</sup>。

「女系天皇」反対の意見について、「女系天皇」の容認は、「代を経るほど血筋は入り組み、複雑さを増す」事になり<sup>9)</sup>、結果として、「それはそのまま『皇室の祖先神や歴代天皇『皇祖・皇宗』に祈りをささげる宮中祭祀の重みもおのずから失われていく』」事になるとの指摘がある<sup>10)</sup>。

さらに、「女系天皇」の容認は、結果的に、「天皇の血筋の純粹性、一貫性を重視する発想に永遠に別れを告げ」<sup>11)</sup>、「天皇を天皇たらしめてきたものが『血統』から『機能』へと大きく重心が変」化する事態になり<sup>12)</sup>、「長い歴史を通じて父祖たちが遺してきたものに終止符を打つ歴史的転換」になるという意見もある<sup>13)</sup>。

皇位継承を歴史的に俯瞰してみると、嘗て古代より近世に至り8人10代の「女性天皇」が存在し、「傍系」による皇位継承、兄弟間による皇位継承等、「男系主義以外の原則は例外だけと言っても」過言ではないという特徴がある<sup>94</sup>。皇位継承の歴史上、「男系」による継承は、未だ嘗て崩壊せずに維持され続けてきたとの認識であり、それ故、「女系天皇」の容認は、その歴史を崩壊させるものとして許容する事は出来ないとの考えが存在する。

しかし、皇位継承に関し、「男系男子」の規定が確定し、皇統について、「男系」・「女系」の区別が意識されるようになったのは、西欧文化の流入が本格化した明治以降の時期であると考えられる。

通常、「民間で『女系』という場合は、女から女へと相続の続く家系、婿養子が何代も続く家系、母方の系統、等の意味である」<sup>95</sup>。

男の天皇が皇妃を迎え、その間に出来た子供は、「男系」の男子あるいは女子となる。問題は、「女性天皇」が、皇婿を迎え、その間に出来た子供は、「女系」の男子あるいは女子となる。「女系」を否認する論者は、「この女系が皇位につかれることは従来の歴史になく、伝統に違背する」ものと主張する<sup>96</sup>。

しかしその一方で、仮に「女系」の男子が「天皇」に即位し、皇妃との間に男子が誕生し、皇位に就く場合、「母方」の「女性天皇」の血統を受け継いでいるので、「古来からの皇族の継承とみて、皇統は再び『男系』にかえると考え」る見方が存在する<sup>97</sup>。

「天皇」の源流を迎れば、皇祖神である「天照大神」が問題となるが、この神は女性である。「神勅」には、「吾が子孫の主たるべき地」とあるように<sup>98</sup>、「天照大神を母系とする子孫」ならば<sup>99</sup>、「男でも女でも、皇位につかれて何の不都合もない」ものと考えられる<sup>99</sup>。すなわち、「母系にせよ、明瞭に皇統につながるお方が『即位』して三種神器をうけ継がれ、さらに大嘗祭を経て『皇位』につかれれば、『天皇』と考えられる<sup>99</sup>。「子供は父母から生まれるのであって、男系とか女系の差別より、父母で一家をなすというのが日本古来の考えだからそれを母系（又は女系）といっても男系といっても」問題はないとされる<sup>22</sup>。

日本が西欧諸国と大きく異なる点は、「日本の皇室にはもともと『氏』がない」事である<sup>93</sup>。皇室に「氏」が存在しない理由は、「古来、皇室は他の氏族と区別する必要がなく、建国以来、天皇（古くは大王）の家として断然隔絶されていたから」との指摘である<sup>94</sup>。

### 「男系」の必要性は？

皇位継承問題について、「男系男子」主義を強く提唱する論者の中には、遺伝学（DNA）の染色体が男性のみに継承されるからとの意見が存在する。しかし、この遺伝学論は、「極く最近の生物学の発見で古来の日本の歴史や伝統とは何の関係もな」く<sup>95</sup>、「天皇制」の重要性とは、「神武天皇の建国以来、皇族の籍を有せられる一系の天子が、千数百年にわたって、一貫した統治者であり、他系（皇族以外の庶子）の権力者が帝位を篡奪した例がないという、世界にも類をみない歴史の事実にあるのであって、皇統が“男系”とか“女系”という血統のせいではな」く<sup>96</sup>、皇位継承問題の焦点は、最終的に、その様な血統を問題とせず、「皇統を継ぐお方の自覚と徳望」による事が重要な問題ではないかとする意見がある<sup>97</sup>。

さらに、「女系」問題を踏まえ、「天皇」という概念をユニークに捉える見方がある。すなわち、「天皇」というものに対しては、男女の別という観念を超えるという見方である。皇位継承について、そもそも「日本には原理的に、天皇を男とするか女とするか、という発想が」果たしてあったのかという問題である<sup>98</sup>。

「天皇」の源流を辿れば、皇祖神である「天照大神」が問題となり、これを事実との前提で考えた場合、「天照大神の末である天皇が『男系の男子』でなければならないという伝統原理」が成立するかどうか、疑問が生じる<sup>99</sup>。

「天皇」は、「生物学的に男であるか女であるか、という観念を超えた存在」に位置づけられ<sup>100</sup>、皇位継承の「男系男子」規定は、「近代西洋文明のうえに立った皇帝制度の男子本位主義を模倣した結果」であり<sup>101</sup>、「日本の天皇概念は、そういった『男に対する女、女に対する男といふ、いま人の性を考へる』のと、

全く別の思考に立」つものである<sup>93</sup>。

「天皇」という概念に対し、「天皇に性があるとは考えられ」ず<sup>94</sup>、それは「天皇機関説」と呼ぶべきもので、「天皇は国家運営のための機関であり、国民を守っていくための祈りの機関」との見解である<sup>95</sup>。

「天皇」の概念が、『男と女』というときの〈対〉概念を超えていたとすれば、皇位継承を生物学概念の『男』で捉えて『遺伝子継承』を主張する保守派の議論は無意味であると批判する<sup>96</sup>。その理由は、「天皇制の『万世一系』や『皇統連綿』というのは、近代の天皇制イデオロギーが作った国家原理、とどのつまりフィクションだから」という指摘である<sup>97</sup>。

皇位継承における「男系男子」規定は、明治期になって確定した「伝統、じつは新しい慣習に固執しているだけの」もので<sup>98</sup>、その新たに生成された伝統を遵守する事が、「皇室を存続させてきた日本文化の伝統」よりも重要なかという問題点が生じる事となる<sup>99</sup>。

日本国民が、「日本の文化（民族の生きるかたち）」として<sup>100</sup>、「皇室」を守る意思を持つならば、「天皇位が男系の女性天皇になるのであれ、女系の天皇になるのであれ、関係ない」と指摘する<sup>101</sup>。「女系天皇」は、「日本民族が皇室を存続させる意思をもつ」以上、その容認は不可避なものではないかと考えられる<sup>102</sup>。

現行憲法下の「象徴天皇制」において、「天皇」の地位は民意によって根拠づけられる。現行憲法の第1章「天皇」の条項について、「天皇」は、「日本国家の独立と日本国民の統合を具体的な人格で象徴しうる唯一の存在」であり<sup>103</sup>、「国家・国民に代わって内閣の助言と承認に基づき多様な国事行為や象徴行為を遂行するなどの、重大な任務が課せられている」存在である<sup>104</sup>。それ故、「皇位継承の有資格者としては、必ず皇統に属する皇族、という系譜上の絶対条件だけでなく、このような特別の公的任務に年中（終身）従事することのできる心身を具備している、という機能的な十分条件も望まれる」のではなかろうか<sup>105</sup>。従って、「天皇にとって、本質的なことは、男性か女性かではなく、そもそも天皇は性を超えた特別な存在」であり<sup>106</sup>、重要な事は、「国家・国民統合の象徴

として、世俗を超えた精神的な権威として公的な任務を自ら担い果たされることであり、そのような任務は皇族として生まれ育たれた方であれば、男女を問わず担い得る」ものと考えられる<sup>46)</sup>。

さらに、「男系男子」の皇位継承制度は、近代以前において、国民は、「天皇」を意識したり、まして皇位継承について「男系」等の問題を、殊更意識することとはなかった。「男系」等の皇位継承問題は、「宮中と一部の権力者の、ごく限られた空間の中でのこと」との意見もある<sup>47)</sup>。

我が国の皇位継承の歴史をひもとくとき、女性や庶子等による継承をも含め、「男系」を一貫して維持してきたとされるが、元来、「『なぜ皇位継承は男系でなければならないのか』」ということを説明した歴史的文書」等は、果たして明確に存在するのだろうか<sup>48)</sup>。

#### 注

- (1) 園部逸夫『皇室法概論』、平成14年、第一法規、381頁。
- (2) 園部、前掲『皇室法概論』、381頁。
- (3) 園部、前掲『皇室法概論』、381頁。
- (4) 原武史「皇室の危機は去っていない」、『論座』2006年11月、114頁、参照。
- (5) 原、前掲、114～115頁、参照。原氏は宮中祭祀の例として、宮中三殿の一つである「皇霊殿には、初代神武から124代昭和までの歴代天皇や皇族の霊がまつられており、春期皇霊祭（春分の日）や、秋季皇霊祭（秋分の日）、神武天皇歳（4月3日）、綏靖から仁孝までの各天皇の式年祭、孝明から大正までの各天皇の例祭、昭和天皇歳（1月7日）などが行われる」事を挙げている。
- (6) 原、前掲、115頁、参照。原氏は、宮中祭祀に関して、女性皇族の出席については、現在においても、「男性にはない厳しい制約が課せられる」と指摘している。
- (7) 松本健一「皇室の伝統は一体何か 女系天皇も容認すべき秋（とき）」、『中央公論』2006年3月、184頁、参照。松本氏は、「持統天皇をはじめとする歴代の天皇は宮中祭祀をおこなってきた」と指摘している。
- (8) 松本、前掲、182頁。
- (9) 渡部昇一・松浦光修・八木秀次『日本を虐げる人々』、2006年、PHP研究所、209～210頁、参照。「女性天皇」容認の問題点を、朝日新聞の編集委員で、皇室担

当の記者である岩井克己氏の論説（『週刊朝日』2005年11月11日号に掲載）を踏まえた上で、八木氏は厳しく指摘している。

- (10) 渡部・松浦・八木、前掲、210頁。
- (11) 岩井克己『天皇家の宿題』、2006年、朝日新書、201頁。岩井氏は、『週刊朝日』2005年11月11日号に「有識者会議『女系天皇』容認問題への疑問符」と題する論説を寄せ、その中で、「女系天皇」問題が抱える問題点を批判し、この点を指摘している。
- (12) 渡部・松浦・八木、前掲、210頁、参照。渡部氏は岩井氏の指摘を高く評価している。
- (13) 渡部・松浦・八木、前掲、211頁、参照。八木氏は、岩井氏の指摘を基に、これを「正真正銘の『革命』」と指摘している。
- (14) 岩井、前掲、209頁、参照。岩井氏は、「男子主義に関しては八人一〇代の女性天皇という例外がある」ったり、「兄弟継承や傍系などの多くの例外がある」が、しかし、「女性天皇が天皇の血筋を引かない配偶者との間に子をもうけたことは一度も」なく、それ故、「女系の天皇が現れたことは一例もない」と指摘している。
- (15) 田中卓「女系天皇で問題ありません」、『諸君！』2006年3月、64頁。
- (16) 田中、前掲、64頁。
- (17) 田中、前掲、64頁。
- (18) 田中、前掲、64頁。
- (19) 田中、前掲、64頁。
- (20) 田中、前掲、64頁。
- (21) 田中、前掲、64頁。
- (22) 田中、前掲、64頁。
- (23) 田中、前掲、65頁。
- (24) 田中、前掲、65頁。
- (25) 田中、前掲、66頁。
- (26) 田中、前掲、66頁。
- (27) 田中、前掲、66頁。
- (28) 松本、前掲、184頁。
- (29) 松本、前掲、184頁。
- (30) 松本、前掲、185～186頁、参照。松本氏は、「徳川幕府の官学が儒学＝朱子学」であり、儒学が「男尊女卑が徹底していた」事を踏まえ、「天照大神が女性神であることをいう神学・国学的文化は省みられることがなかった」事を指摘している。さらに松本氏は、「国学的な道統につながる保田與思郎」氏の研究を紹介している。その中で保田氏は、徳川期においては、儒学者の間では、儒教的な倫理観から、天



照大神を女神ではなく男神と主張することがあった。しかし、天照大神は紛れもなく女神であり、我々の先祖が、「女神が高天原の中心として宇宙を主宰遊ばしたことを深く信じ」「たゞ大神に配する男神といふのがない、いはゞひとりがみでらせられた。この清浄な神秘からいへば、女神といふときの女を、男に対する女、女に対する男といふ、今の人の性を考へる形で考へてはものを間違ふもとなる。儒教の人たちが、ひとりがみとしての女神の意味を理解し難かつたわけは、そこにあつた」と記述している。「儒学のみならず仏教も、いわゆる男尊女卑思想に立っており、これは「わが国の男女対等（一対）の伝統思想と大きくへだたり」がある。「神道・国学で女神というときの、本来の意味は、『男に対する女、女に対する男、といふいまの人の性を考へる形で考へ』てはならない、と保田」は指摘する。

- (31) 松本、前掲、186頁、参照。松本氏は、「天皇制に『男系の男子』という皇位継承の慣習が作られたのは、江戸期の儒学と仏教の男尊女卑思想とは別」である事を指摘している。
- (32) 松本、前掲、186頁。
- (33) 松本、前掲、186頁。
- (34) 松本、前掲、186頁、参照。松本氏は、天皇機関説を提唱し、「それを男だ女だということ自体おかしい」と指摘している。
- (35) 松本、前掲、187頁。
- (36) 松本、前掲、187頁、参照。松本氏は、「血がつながっているというのも実際にはフィクションで」と指摘している。さらに、「国家というものは、その神話までもふくめて、大なり小なりフィクション（仮構）によって成り立っている」と指摘している。
- (37) 松本、前掲、190頁、参照。松本氏は、「男女同権の思想や男女共同参画社会というふうな考えから、『男系男子』という皇位継承法に異を唱えているので」はなく、「日本文化の考えからすれば天皇は女性格なのであって、明治国家が西洋の皇帝制に対抗するために、強張った『万世一系』神話を作り上げ、『男系の男子』という皇室典範を作成した」と指摘している。
- (38) 松本、前掲、190～191頁。
- (39) 松本、前掲、191頁。
- (40) 松本、前掲、192頁。
- (41) 松本、前掲、192頁。
- (42) 所功『皇位継承のあり方』、2006年、PHP新書、47頁。
- (43) 所、前掲、47頁。
- (44) 所、前掲、47頁。
- (45) 鈴木邦男・佐藤由樹『天皇家の掟』、2005年、祥伝社新書、266～267頁、参照。

鈴木氏は、「有識者会議」における所氏のこの発言を評価している。

(46) 鈴木・佐藤、前掲、266～267頁。

(47) 高橋紘「皇室典範に問題あり」、『論座』2006年11月、127頁、参照。高橋氏は、封建体制下で、国民が認識していたのは、自身が属する藩の「藩主ではなかったか」と指摘している。

(48) 鈴木・佐藤、前掲、79頁。

## むすびにかえて

時代が21世紀に入り、はや10年が経過しようとしている。日本の政治・経済状況が日増しに閉塞感を帯びる中で、憲法の議論、とりわけ象徴天皇制の議論は停滞したままである。

2007年（平成19年）に国民投票法が成立し、2010年（平成22年）5月18日には、その施行となったが、他の国内外の諸問題に眼が奪われ、憲法問題を真剣に議論する雰囲気にはなっていない。

しかし、現行憲法の第1章に天皇制を規定し、天皇制の維持にはまだまだ国民の支持率の高い今日、今後、天皇制の将来をどうするかという問題は、重要な議論の一つである。

今後の天皇制の将来を考える場合、天皇の地位に就く皇位継承資格者の確保が当然問題となる。現在の憲法及び皇室典範の規定では、世襲の「男系男子」のみが継承が許されるという立場である。

しかし、戦前とは異なり、庶子を容認せず、又戦後の旧宮家の廃絶もあり、既存の宮家が限定される中、「女性天皇」やあるいは「女系天皇」の見直し等を図る議論が、求められる事は無いのだろうか。

現行憲法において、天皇は、国民統合の象徴であるとされ、天皇の地位は国民の総意、すなわち、民意によって根拠づけられている。現在の天皇及び皇室の役割とは、国民に日本という国を意識させ、さらに国民と一体感を持つという事が重要であると考えられる。

皇位の継承について、「我が国の歴史の中で皇位が一つの特別な血統で継承

されてきた」という、国民から懸け離れた「超越性」が存在し<sup>(1)</sup>、その一方で、「皇室を我が国の本家と考えて多かれ少なかれ国民一人一人と親密な繋がりがあるという気持ち」という「一体性」が存在するのではないか<sup>(2)</sup>。

この観点から、皇位継承問題について、「皇位は『男系』で継承されてきたとされており、皇位の男系継承が超越性の根拠」という見方の一方<sup>(3)</sup>、しかし、「遠い将来に男系継承が不可能となった場合、女系継承となってもそれは正統な継承であり、男系継承でなければ超越性」が保てないわけではないという見方も考えられる<sup>(4)</sup>。

さらに、「皇室の超越性の一つとして、現在の天皇につながる血統が、歴史上実際に皇位を継承し国家・国民とともにあった血統（この意味で一体性の根拠にもなる）」との見方も考えられる<sup>(5)</sup>。

この様な観点から、「今後皇位を継承することがふさわしい血統は、これまで皇位を実際に継承してきた血統か、あるいはできるだけその血統に近い血統であることが望ましい」ものと考えられる<sup>(6)</sup>。

それ故、今後の皇位継承のあり方について、「現在の皇室の構成において直系継承ができるだけ可能になるように、皇位継承資格を女子・女系へ拡大することが、皇室の超越性・一体性維持と将来にわたる豊かな発展という観点から」望ましいものとは考えられないであろうか<sup>(7)</sup>。

小泉政権下において、私的諮問機関であった「皇室典範に関する有識者会議」は、その報告書で、皇位継承に関し、現行憲法第2条の世襲主義は、「天皇の血統に属する者が皇位を継承することを定めたもので、男子や男系であることまでも求めるものではなく、女子や女系の皇族が皇位を継承することは憲法の上では可能」と理解される<sup>(8)</sup>。

さらに報告書では、「世襲による継承を安定的に維持するという基本的な目的に立ち返れば、皇位継承資格を女子や女系の皇族に拡大することが考えられる」としている<sup>(9)</sup>。

「有識者会議」は、将来の望ましい皇位継承の方法として、「女性天皇や女系の天皇を可能とする事は、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する

象徴天皇の制度の安定的継続を可能とする上で、大きな意義を有するものであり<sup>98</sup>、「このような意義に照らし、今後における皇位継承資格については、女子や女系の皇族に拡大することが適当」との結論に至っている<sup>99</sup>。

「有識者会議」の報告書は勿論、皇位の安定的な継承を確保する目的で、『皇位継承資格を女性・女系まで拡大する』ことを提案<sup>100</sup>するに過ぎず、従来の「男系男子」主義を否認しているという訳ではない。

戦前の明治憲法及び明治「皇室典範」下においては、「男系男子」主義を維持するため、庶子（側室の子）を容認した。「男系男子」としての皇位継承資格者を確保するためには、嫡子のみならず、庶子の容認は不可欠であり、一方で庶子容認により女性天皇の出現を阻止したのである。

しかし今日、道義的な問題も含め、庶子の考慮は容認されるべきではなく、皇位継承資格は嫡子が基本であり、他に継承資格を求めることが要請されるべきである。

皇位継承者の今後の確保として、例えば、現行の「皇室典範第12条（皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる）を改正」する事により<sup>101</sup>、現在の3名の「内親王が民間人との婚姻後も皇籍にとどまり、女性宮家を創設」するという案が指摘される<sup>102</sup>。さらに、「男系」問題にも配慮を行い、「旧皇族の男系男子子孫の皇籍復帰」が出来る様に<sup>103</sup>、典範第9条、すなわち、『天皇及び皇族は、養子をする事ができない』という規定を改め、「養子を解禁することも具体的に検討すべき」との指摘がある<sup>104</sup>。

近年、新たな皇位継承者として、悠仁親王が誕生したとはいえ、現行の規定では、将来の皇位継承資格者の先細りは懸念される。それ故、こうした典範の9条や12条の改正案も一考に価するものと考えられる。

世界がグローバル化する今日、世界規模で人権問題が益々重要視される中で、現行憲法も人権の重要性をその特徴としている。

日本は、1985年（昭和60年）に国際的な人権条約の1つである「女性差別撤廃条約」を批准している<sup>105</sup>。この条約批准に伴い、さらに現行憲法第14条の「法の下での平等」原則との関連を踏まえ、「女性・女系天皇」問題を考える事も

重要ではないだろうか。

現行憲法上、2条の「世襲」制と14条の「法の下での平等」が並記されている事を踏まえ、2条は14条の例外規定と解される。

さらに、「女性差別撤廃条約」について、1985年（昭和60年）3月に参議院の予算委員会において、当時の日本社会党の久保田真苗議員が、「女帝を認めないのは男女差別撤廃条約に抵触しないか」という趣旨の質問を行った<sup>98</sup>。

これに対し、当時の安部晋太郎外務大臣は、「本条約のいう女子に対する差別は、性に基づく区別等により女子の基本的な人権を侵害することを指す。皇位につく資格は基本的な人権には含まれないため、皇位継承資格が男系男子の皇族に限定されていても、撤廃の対象とする差別には該当しないと考える」という趣旨の答弁を行っている<sup>99</sup>。

この質疑応答から、当時の政府の見解は、国際条約といえども、国内の憲法上の解釈同様、皇族は適用の範囲外との見解を示している。

しかし、時代と共に、天皇制の将来を考えた場合、国民と共に歩む姿勢が、より一層重要と考えられる中で、天皇制の維持を安定させる上で、皇位継承の問題は、従来の方式を再考すべき時期が来ているのではなからうか。

明治期において、「男系男子」主義の皇位継承が確定した。しかしその継承は、庶子を容認することにより、男子の皇位継承資格者を安定的に確保するという前提の上に成立したものと考えられる。

しかし今日、庶子容認は道義的にも許されない状況下で、既存の「男系男子」主義は、その維持が将来困難になって行くものと予想される。

現在、象徴天皇制を支持する国民は少なくない。これからの象徴天皇制のあり方等も踏まえ、その安定的な維持を考える場合、皇位継承問題のあり方を真剣に検討すべき時が来ているものと考えられる。

象徴天皇制並びに皇室制度のあり方をどの様にすべきかを決定する権限は、最終的には国民にある。現行憲法の問題については、既に国民投票法も施行された。将来の天皇制や皇室のあり方等に関し、真摯で幅広い議論が、国民の間で行われることが、今後ますます必要不可欠なものと思われる。

注

- (1) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁。
- (2) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、37頁、参照。園部氏は、「超越性」と「一体性」について、「『尊厳・神秘・不可侵・非政治性（超越性）』や『親愛・国民生活の理解・共感・国家的価値の体現』（一体性）のように皇室の存在や活動の在り方に関する場合もあるほか、皇室経済等、皇室を支える制度の在り方にも超越性と一体性は現れて」と指摘する。
- (3) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (4) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (5) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (6) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (7) 園部、前掲「皇室制度－その意義とこれから」、40頁。
- (8) 櫻井よしこ・大原康男・茂木貞純『皇位継承の危機いまだ去らず』、扶桑社新書、2009年、235頁、参照。茂木氏を司会に、櫻井氏と大原氏が対談を行っている。皇位継承問題についての動向や今後の課題等を論じ分析を行っている。
- (9) 櫻井・大原・茂木、前掲、235～236頁、参照。「皇室典範に関する有識者会議報告書」では、皇位継承資格を女子や女系の皇族へ拡大する提案を行っている。
- (10) 櫻井・大原・茂木、前掲、239頁。
- (11) 櫻井・大原・茂木、前掲、240頁。
- (12) 朝日新聞2010年2月21日付朝刊記事、「私の視点 皇位継承 女性宮家を検討し安定図れ」、参照。慶應義塾大学教授の笠原英彦氏が、今後の皇位継承問題の安定的解決のため、「女性宮家」の創設を提案している。
- (13) 朝日新聞、前掲、2月21日付朝刊記事、参照。将来の皇位継承の安定のために渡部允前侍従長による提案を笠原氏は評価している。
- (14) 朝日新聞、前掲、2月21日付朝刊記事。
- (15) 朝日新聞、前掲、2月21日付朝刊記事。
- (16) 朝日新聞、前掲、2月21日付朝刊記事。及び文藝春秋（編）『皇太子と雅子妃の運命 平成皇室大論争』、2010年、文春新書、154～155頁、参照。平成の皇室に関して16名の論客が議論を行った。その中で、女系天皇の是非に関して、「女系論争 昭和天皇は『女系』を望まれるか」という題で、慶應義塾大学教授の福田和也氏が、論考を寄せている。その中で、改革者「昭和天皇」として、昭和天皇は実質的に後宮を解体、側室制度の廃止を行った。しかし、子どもには女子が4人続き、男子が誕生せず、皇位継承が危ぶまれた。昭和天皇は、当時の一木喜徳郎宮内大臣を介し、「西園寺公望に、『此際皇室典範を改正して養子の制度を認むるの可否』を問わせて

いる（『牧野信顕日記』（昭和六年三月二十六日））。昭和天皇が「養子を考慮したという点は見逃せ」ず、「女帝を考慮の外に置いていたことは、注目に価する」と、福田氏は指摘している。さらに福田氏は、昭和天皇が、「自分の女兒を天皇にするよりも、養子でも男児の方が若き昭和天皇にとってはあるべき天皇の姿であった、ということになる。女帝が無理であれば、女系は論外であろう」と指摘している。

- (17) 筒井若水（編代）『国際法辞典』、1998年、有斐閣、192頁、参照。「正式には『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』と」呼称される。日本は1985年に批准。「前文及び30ヵ条からなり、政治的・経済的・社会的・文化的・市民的その他のあらゆる分野における男女平等を規定し」ている。辻村みよ子『憲法』、2004年、日本評論社、32頁、参照。「男女平等の観点から女性差別を排除するための原則や実効的措置を掲げただけでなく、自己の国籍を子どもに与える権利や教育・雇用・婚姻等について男性と同等な女性の権利（九条・一〇条・一一條・一六條）を明確にしている」。さらに、辻村、前掲、207頁、参照。皇位継承問題の男系男子主義について、「性別に基づく異なる取扱いが日本の法制度や慣習上の性差別を助長・温存する機能を果たしていることなどからすると、合理的理由のない差別的取扱いであると認めることができる」。そして、「あらゆる法制上や慣習上で性別に基づく不合理な差別的取扱いを排除しようとする女性差別撤廃条約二条（とりわけ(f)）に明白に抵触すると解される」。

(18) 櫻井・大原・茂木、前掲、212頁。

(19) 櫻井・大原・茂木、前掲、213頁。